

令和7年4月1日

労働者派遣法に基づくマージン率等に係る情報提供

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供いたします。

(対象：令和6年4月～令和7年3月)

派遣実績なし

1.派遣労働者数 実績なし

2.派遣先事業者数 実績なし

3.労働者派遣に関する料金額の平均額 実績なし

4.派遣労働者の賃金の平均額 実績なし

5.マージン率 実績なし

6.キャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口の連絡先
本社 052-661-0648

7.労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

①労使協定：締結済み

②労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：派遣先でソフトウェア開発技術者となる社員

③労使協定の有効期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

株式会社テージー